

青森県報

第五百五十一号

令和四年
十二月十九日
(月曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置…………… (医療業務課) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障害福祉課) …… 一
- 公有水面埋立ての免許…………… (漁港漁場整備課) …… 二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (会計管理課) …… 三
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し…………… (東青地域県民局) …… 四
- 右 同…………… (中南地域県民局) …… 四
- 右 同…………… (三八地域県民局) …… 四
- 右 同…………… (三八地域県民局) …… 四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (警察本部 会計課) …… 五
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任…………… (中南地域県民局) …… 五
- 右 同…………… (同) …… 六
- 土地改良区の役員の退任…………… (三八地域県民局) …… 六
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (上北地域県民局) …… 六

公営企業

○ 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

(病院局
つくしが丘
病院運営室) …… 七

告 示

青森県告示第六百七十六号

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	令和七年十二月三十一日

青森県告示第六百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	行 務 所	障害福祉サービス事業を廃止年月日
〇	〇	〇	〇	〇	〇

特定非営利 活動法人 pyteamsteb	弘前市大字城東 三丁目一の一	就労継続 支援A型	GN STA GE	弘前市大字城東 四丁目四の一	令和 四・三・三
-----------------------------	-------------------	--------------	--------------	-------------------	-------------

青森県告示第六百七十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、令和四年十二月九日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

令和四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島二丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島二丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

青森市大字奥内字川合六一番四六から六一番六七の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第二十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑤の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 X座標 プラス九八八六八・七〇八

Y座標 マイナス一三〇五二・九八八

②の地点 X座標 プラス九八八四四・二二五

- ③の地点 Y座標 マイナス一三〇四七・六二四
X座標 プラス九八八四三・〇〇五
Y座標 マイナス一三〇五三・一九二
- ④の地点 X座標 プラス九八八四三・六九三
Y座標 マイナス一三〇五三・三四三
- ⑤の地点 X座標 プラス九八八二七・四九一
Y座標 マイナス一三一二七・二九三
- ⑥の地点 X座標 プラス九八八三八・八八九
Y座標 マイナス一三一〇七・八八〇
- ⑦の地点 X座標 プラス九八八三九・〇三九
Y座標 マイナス一三一〇七・一九三
- ⑧の地点 X座標 プラス九八八三二・四九五
Y座標 マイナス一三一〇五・七五九
- ⑨の地点 X座標 プラス九八八一七・二五二
Y座標 マイナス一三一七五・三二九
- ⑩の地点 X座標 プラス九八八二二・一八三
Y座標 マイナス一三二七六・四〇九
- ⑪の地点 X座標 プラス九八八二五・九七八
Y座標 マイナス一三一六〇・八五〇
- ⑫の地点 X座標 プラス九八八三二・〇四九
Y座標 マイナス一三一六二・二一一
- ⑬の地点 X座標 プラス九八八四一・八一三
Y座標 マイナス一三一六四・三七一
- ⑭の地点 X座標 プラス九八八五一・五三〇
Y座標 マイナス一三一六六・七四五
- ⑮の地点 X座標 プラス九八八六一・二三一
Y座標 マイナス一三二六九・一八八
- ⑯の地点 X座標 プラス九八八七〇・九〇三
Y座標 マイナス一三一七一・七六八
- ⑰の地点 X座標 プラス九八八八〇・五三一
Y座標 マイナス一三一七四・五五三
- ⑱の地点 X座標 プラス九八八九〇・四七〇

- 三 埋立てに関する工事の施行区域
- 1 位置
青森市大字奥内字川合六一番四四から六一番八二の地先公有水面
- 2 区域
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
- アの地点 X座標 プラス九八八九・二〇一
Y座標 マイナス一三〇〇五・八八二
- イの地点 X座標 プラス九八七八・九五一
Y座標 マイナス二九六二・〇〇九
- ウの地点 X座標 プラス九八七六六・二四三
Y座標 マイナス一三〇六五・六五〇
- エの地点 X座標 プラス九八八二〇・二六二
- ⑲の地点 Y座標 マイナス一三一七五・九一二
X座標 プラス九八九〇〇・六五一
- ⑳の地点 Y座標 マイナス一三一七六・一六七
X座標 プラス九八九一〇・七七九
- ㉑の地点 Y座標 マイナス一三一七六・六六六
X座標 プラス九八九二〇・八九八
- ㉒の地点 Y座標 マイナス一三一七七・二〇四
X座標 プラス九八九三〇・八一四
- ㉓の地点 Y座標 マイナス一三一七八・六七〇
X座標 プラス九八九四〇・四三三
- ㉔の地点 Y座標 マイナス一三一八〇・七七七
X座標 プラス九八九五〇・九八〇
- ㉕の地点 Y座標 マイナス一三一三二・六〇〇
X座標 プラス九八九五一・一九九
Y座標 マイナス一三一三二・六四八
- 3 面積
八、五八六・二四平方メートル

- オの地点 Y座標 マイナス一三〇七七・四八六
X座標 プラス九八七九八・四二〇
- カの地点 Y座標 マイナス一三一七七・一七七
X座標 プラス九八九四四・六五二
Y座標 マイナス一三二〇九・二一六
- 3 面積
三七、〇二八・四四平方メートル

四 埋立地の用途
漁港施設用地

青森県告示第六百七十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行桜川支店	青森市奥野三丁目	を
株式会社みちのく銀行桜川通り支店	青森市奥野三丁目	に、
株式会社みちのく銀行筒井支店	青森市奥野三丁目	を
株式会社みちのく銀行桜川筒井支店	青森市奥野三丁目	に改める。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社クリーンメイト
- 二 代表者の氏名 関根喬
- 三 主たる営業所の所在地 青森市青柳一丁目八の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇九五一号
- 五 取消年月日 令和四年十一月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年十月三十一日前記建設業者が前記の建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 富士建設株式会社
- 二 代表者の氏名 松下覚
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高田一丁目一〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特一）第三二〇号
- 五 取消年月日 令和四年十一月二十九日

取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る特定建設業の許可

取消しの原因となった事実

令和四年十一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

令和四年十二月十九日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アテイン
- 二 代表者の氏名 坂井淳一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市南類家五丁目三四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第三〇七三七号
- 五 取消年月日 令和四年十一月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 セーフティファースト株式会社
 - 二 代表者の氏名 細川雄一郎
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字二ツ屋六の六〇
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第三〇〇二六八号
 - 五 取消年月日 令和四年十一月十四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
令和四年十一月一日前記建設業者が前記の建設業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示**
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。
- 令和四年十二月十九日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 物品等の名称及び数量
男性警察官用冬制帽外 総数七千三百七十七点
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部会計課
青森市新町二丁目三の一
 - 三 契約の方法
指名競争入札
 - 四 落札者を決定した日
令和四年十一月二十五日
 - 五 落札者の名称及び住所
株式会社さくら野百貨店
青森市新町一丁目一三の二

六 落札金額
四千六百八十七万七千五百円

七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日
令和四年十月十一日

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、長瀬土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年十二月十九日

中南地域県民局長 澁 谷 俊 樹

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	木村 久榮	弘前市大字一町田字浅井四七二の一	令和 四・一〇・一就任
〃	佐藤 修一	大字真土字東川二四一	〃
〃	佐藤 克郎	大字藤代四丁目二の六	〃
〃	笹 慎一	大字蒔苗字福岡六の一	〃
〃	福島 彰	大字駒越字高田一一の三	〃
〃	石戸谷 久	大字浜の町東五丁目一の一	〃
〃	三上 優	大字熊嶋字豊田一八〇の一	〃
〃	齊藤 利昭	大字土堂字長瀬八〇の二	〃
〃	工藤 達雄	大字一町田字村元五五七の三	〃
〃	齊藤 秀明	〃 〃 六六一の二	〃
〃	五十嵐 昇	大字石渡三丁目一の一の七	〃

田土地改良区の定款の変更を令和四年十月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年十二月十九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第337号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十二月十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

X線一般撮影装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室

青森市大字三内字沢部三五三の九二

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年十一月十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

江渡商事株式会社

青森市問屋町一丁目一の一五

六 契約金額

四千十五万円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第16号）第百六十七条の二第一項第八号の規定により随意契約によることとした。

八 契約の相手方を決定した手続

二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日

令和四年十月二十八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円